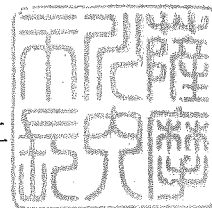


薩摩川内市告示第428号

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税等の申告等の期限を次のとおり指定する。

令和6年7月1日

薩摩川内市長 田中良二



薩摩川内市税条例（平成16年薩摩川内市条例第64号）第18条の2第1項（薩摩川内市国民健康保険税条例（平成17年薩摩川内市条例第7号）第28条の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市税等に関する申告等の期限を延長する旨の告示（令和6年薩摩川内市告示第43号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から同年7月30日までの間に到来するものについては、同年7月31日とする。

都道府県名	地 域
富 山 県	富 山 県
石 川 県	金 沢 市 小 松 市 加 賀 市 羽 咋 市 か ほ く 市 白 山 市 能 美 市 野 々 市 市 能 美 郡 川 北 町 河 北 郡 津 幡 町 河 北 郡 内 灘 町 羽 咋 郡 宝 達 志 水 町 鹿 島 郡 中 能 登 町